## 指名停止措置の概要

#### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
石垣メンテナンス(株)	東京都千代田区丸の内  1-6-5	1 - 0 0 8 5 4 6

注)建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可,「2-」は茨城県知事許可,「3-」は他県知事許可を表す。

### 2. 指名停止措置期間

令和元年9月3日~令和元年12月2日(3か月間)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

# 4. 事実概要

石垣メンテナンス㈱は、東京都発注の排水処理施設運転管理作業について、受注価格の低落防止等を図るため、公共の利益に反して、当該作業の取引分野における競争を実質的に制限していたことが、独占禁止法第3条に違反するとして、令和元年7月11日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

#### 5. 指名停止理由

独占禁止法第3条に違反されたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」(平成29年要領第3号)第2条第1項及び別表第2第6号に該当すると認められる。

なお、上記の者は課徴金減免制度の適用を受けていることから、同要領第4条第3項を適用して、指名停止期間を2分の1とする。

〈指名停止措置要領別表第2〉

措 置 要 件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し,独占禁止法第3条又は第8条第1号に 違反し,工事の請負契約の相手方として不適当であ ると認められるとき(第4号及び第5号に掲げる場 合を除く。)。	

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080番地

電話029-297-5005 (ダイヤルイン)